

## 新型コロナウイルスに関するQ&A

以下は、令和2年4月24日17:00時点の情報に基づき記載しております。

### 【Q1】

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県に緊急事態宣言が出され、自治体によっては休業に対する協力金が支給されるとの報道がなされています。私は熊本市内で飲食店を経営しており、コロナの影響によりお客様が入らないため現在休業していますが、熊本県でも休業に対する補償金が出るのでしょうか。

熊本県においては、令和2年4月21日に、施設の使用停止、及び飲食店等の営業時間短縮の協力要請が出されましたが、休業要請に応じた事業者に対しては、「休業要請協力金(仮称)」として一律10万円が支給されます。

#### 1 対象事業者

熊本県による休業要請・依頼の対象となる県内施設を運営する中小企業者等(個人事業主を含む)のうち、県からの休業協力要請・依頼を受け、休業に全面的に協力した事業者。

#### 2 対象要件

休業要請期間中(令和2年4月22日(水曜日)から5月6日(水曜日))に休業要請・依頼に全面的に協力いただくこと。

※ 全面的な協力とは

休業要請期間中の全期間、休業を行っていただくことを原則としています。ただし、仕入先など関係者との調整や、従業員の配置などで時間を要する場合には、少なくとも4月25日(土曜日)0時から5月6日(水曜日)23時59分まで全て休業していただくこととします。

#### 3 交付額

1 事業者当たり 一律10万円

(複数の施設を営業している事業者であっても1事業者とします)

#### 4 申請開始日

5月の出来るだけ早い時期に受け付けが出来るよう準備しています。

#### 5 申請方法 郵送

#### 6 申請書類

一 申請書

二 営業実態が確認できる書類(例:確定申告書の写し、営業許可書の写し及び直近の帳簿など)

三 休業状況が確認できる書類(例:休業期間を告知している店頭ポスターやHPなど)

四 誓約書(暴力団関係でないことを誓約)

7 申請期限

令和2年6月末(予定)

8 申請書提出先及び相談先

〒862-8570 熊本県商工政策課 休業要請協力金係(※住所記載不要)

TEL:096-333-2828

鹿児島県においては、令和2年4月22日に、繁華街の接待を伴う飲食店などに対する休業要請(4月25日(土)から5月6日(水)まで)が発表されました。要請に応じた事業者には、国の交付金を財源として「新型コロナウイルス感染症対策休業協力金(仮称)」が支給されます。

[対象] 休業や営業時間短縮を要請されている施設を運営する中小企業及び個人事業主であって、県の要請に応じて、令和2年4月25日(土曜日)から令和2年5月6日(水曜日)までの計12日間休業をご協力いただいた方。

[協力金額] 中小企業:20万円、個人事業主:10万円

なお、複数店舗を有する事業者には10万円が上乗せされます。

【Q2】

休業し従業員を休ませた場合、雇用調整助成金はどの程度支給されるのでしょうか。またその手続きは会社と従業員のいずれがすべきでしょうか。

中小企業の場合、令和2年4月から6月までは「緊急対応期間」として、休業手当の5分の4(通常時は3分の2)の雇用調整助成金を受給可能です。解雇を行わない場合には、助成率は10分の9まで引き上げられます。助成金の手続きは、従業員ではなく雇用主が行います。

### 【Q3】

コロナ対策として、中小企業には 200 万円、個人事業主には 100 万円の給付金が支給されるとテレビで見ましたが、業種等の条件はあるのでしょうか？農業や建設業の場合でも支給されるのでしょうか？

業種の指定はありません。2020 年 1 月から 12 月までのいずれかの月の収入が前年同月よりも半分以上減少している場合、事業者向け給付金を受給できます。

給付金額は、個人事業主は最大 100 万円、中小企業・小規模事業者は最大 200 万円であり、具体金額は売上減少に応じた算出方法で決定されます。

申請は原則としてネット経由となる見込みであり、国は 5 月の大型連休明けの給付開始を目指しています。

問い合わせ先は中小企業金融・給付金相談窓口です。

電話番号 0570-783183(平日・休日 午前9時～午後5時)

### 【Q4】

休業するのですが、休業中も毎月20万円の家賃支払いが必要です。収入がないため支払いは苦しいのですが、補助金はでるのでしょうか？

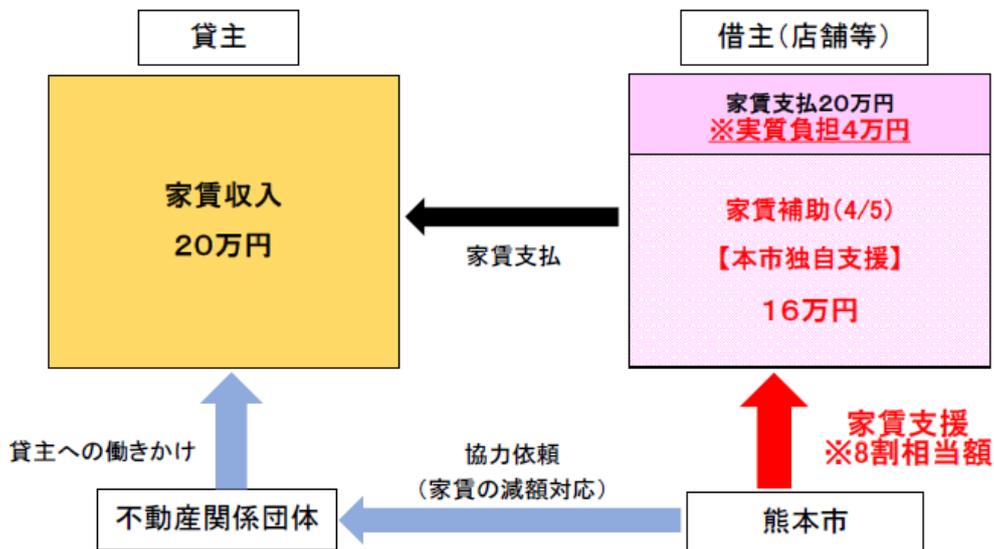
4 月 22 日に、与野党が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で資金難に陥り、家賃の支払いができない中小企業などの事業者を救済する法整備に着手するとの報道がなされていたので、国の支援策や今後出てくる可能性があります。

熊本市については、緊急事態宣言に基づき、熊本県からの休業要請を受け、休業した施設、時間短縮営業をした飲食店などの店舗の賃料の 8 割(家賃の上限 35 万円)を助成する旨が発表されました。

※国により持続化給付金が 5 月に支給される見込みであることや、家賃支援の新たな制度についても検討がなされていることから、5 月までの事業継続支援として、1 回きりの支援を行うものとされています。

5 月上旬より申請受付が開始となる予定とのことです。

## ◆制度イメージ（例）



(出所)熊本市ウェブサイト

### 【Q5】

生活が苦しくなっています。一世帯あたり30万円の給付金、あるいは一律10万円の給付金の支給、など色々と報道されていますが、詳しく教えてください。

4月16日の安倍総理の発表により、当初発表されていた生活困窮世帯への一世帯あたり30万円の給付金ではなく、一人当たり一律10万円の現金給付に方針が変更されました。

新たな給付金は以下の通りです。

[対象]令和2年4月27日時点の住民基本台帳に記載されている人(国内に住む日本人、および3か月を超える在留資格などを持ち住民票を届け出ている外国人)

[給付金額] 一律10万円

[申請受付] 日程は各市町村が決定

[支給開始] 各市町村が決定。早いところは5月中となる見込み

[手続き]

- ①住民票がある市区町村から申請書が送られてくる
- ②申請書に世帯主が本人名義の金融機関の口座番号などを記入し、口座を確認できる書類と本人確認の書類のコピーを一緒に返送
- ③家族分の給付金がまとめて振り込まれる

#### 【Q6】

資金繰りが苦しいため借入をしたいと考えています。3年間無利子無担保と聞きましたが本当でしょうか？借入条件や返済条件について教えてください。

フリーランスを含む個人事業主などが、外出の自粛や需要の落ち込みの影響を受け、収入が大きく落ち込んでしまった時には、「無利子・無担保の融資」があります。新型コロナウイルス感染症特別貸付などの融資制度と特別利子補給制度をあわせて、実質的に無利子・無担保で融資を受けることができます。

中小企業などの資金繰りを支援するための制度で、フリーランスを含む個人事業主も対象となっていて、上限は3000万円となります。

日本政策金融公庫などに加えて、今年度の補正予算成立後は地方公共団体の制度融資を活用する形で、民間金融機関からでも実質的に無利子無担保の融資を受けることが可能になります。

問い合わせ先は、次の通りです。

中小企業金融・給付金相談窓口 03-3501-1544

日本政策金融公庫

平日 0120-154-505

土日祝 0120-112-476

#### 【Q7】

私はこれまで複数の銀行からの借入をし、これまでは滞りなく返済をしてきましたが、コロナの影響で休業することとなり返済ができません。借入先を一本化し、少しずつでも返済していきたいと考えています。一本化できる方法等があれば教えてください。

新型コロナ対策の無利子無担保の融資制度は、既に民間の金融機関から受けた融資の借り替えについても活用可能です。日本政策金融公庫や貴社の取引銀行にご相談ください。

#### 【Q8-1】

私は共稼ぎであり、小学校と保育園に通う子供がいます。コロナの影響で休校となり、預ける先もないため、仕方なく私はパートタイムの仕事を休んでいます。支援金等は受けられるのでしょうか。

労働者に対する直接の支援金ではありませんが、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対

応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金が設けられています。

当該助成金は業種・職種にかかわらず対象となり、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10が助成されます。

※対象労働者の日額換算金額（上限 8,330 円）×有給休暇の日数

この助成金は、あくまで有給休暇を与えた事業者に支給されるものであるため、まずはお勤め先にご相談ください。

#### 【Q8-2】

この状態が1年以上続くと住宅ローンも支払えなくなります。相談に乗っていただけたらと教えてくださいます。

新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして生活費に困った時には、生活資金を借りられる「生活福祉資金貸付制度」があります。

この制度は「休業」と「失業」で個人が支援を受けられる資金の額が変わります。

・「休業」などで収入が減少し一時的な資金が必要な人は最大で 10 万円を、このうち学校の臨時休校などの影響を受けた場合は最大 20 万円を、それぞれ借りられます。

・「失業」などで生活の立て直しが必要な人は、単身なら月に最大 15 万円を、2人以上の世帯なら月に最大 20 万円を、それぞれ原則3か月間、無利子で借りられます。今回、新型コロナウイルスの影響で対象が拡大され、利用する場合には、所得に関係なく利用できるほか、返済までの期間が延長されました。

また、所得の減少が続き、住民税が非課税となる状況となった世帯については返済を免除するとしています。詳しくは最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。

#### 【Q9-1】

4月16日までに確定申告を終えましたが、休業しているため納税資金がありません。納税はいつまで延期することができますか。また延期する場合、延滞税はかかるのでしょうか。

2020年2月以降、収入が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、納税が1年間猶予されます。今回のみの特例として、納税猶予にあたり延滞税はかかりません。また担保も不要です。

【Q9-2】

法人の場合も、納税期限の延期ができるのでしょうか。また、固定資産税等も納税が猶予されるのでしょうか？

法人の場合にも、2020年2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)していれば納税が1年間猶予されます。納税猶予は、法人税、消費税等の国税に加え、固定資産税等の地方税も含め、すべての税金が対象です。

なお、固定資産税・都市計画税については、2020年2月から10月までの任意の3か月間の売上が前年同期比30%以上50%未満減少した場合は半額免除、50%以上減少した場合は全額免除とする制度も設けられています。

【Q10】

社会保険料の負担が大きく困っています。社会保険料は何月分から猶予を受けることができるのでしょうか。延滞金はかからないのでしょうか？

新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難となった場合には、猶予制度(「換価の猶予」や「納付の猶予」)をご利用できます。

猶予制度が認められた場合、社会保険料の納付は下記の通りとなります。

- ・猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。
- ・猶予期間中、延滞金の一部が免除されます。
- ・財産の差押や換価(売却等現金化)が猶予されます。

⇒猶予期間は1年の範囲内で、年金事務所が認める期間です。やむを得ない理由があると認められるときは、最長2年の範囲内で延長が認められることがあります。